



1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

名 称：認定こども園つくし保育園
所在地：鹿児島市紫原 5 丁目 14-3

(2) 目 的：認定こども園つくし保育園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(3) 運営の方針：本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の関係法令及び関係条例を遵守し、教育・保育を必要とする子どもの最善の利益を考慮しながら、認定こども園における環境を通して養護と教育を一体的に行うことを特性とした教育・保育を提供します。

2. 教育・保育の理念及び方針

(教育・保育理念)

- ・陽だまりのように暖かい雰囲気の中で、子どもたちが健やかに成長し、豊かな心を育めるように、子ども一人一人の心に寄り添い子どもの育ちをしっかりと見守っていきます。
- ・認定こども園、家庭、地域が一体となって子どもを育めるように考え、楽しい子育てを応援します。
- ・誰もが安心して子どもを産み、育て、働けるように、認定こども園の特性・専門性を生かし支援していきます。

(教育・保育方針)

・楽しい教育・保育

子ども、親、保育者がともに満足でき、楽しいと思える教育・保育をします。

・自然体教育・保育

つくしんぼうのように伸びる芽を素直に伸ばし、遊びを通して人と関わる力を育み人に対する信頼感と人を大切にする心、道徳性の芽生えを培い自然体で教育・保育します。

・体験教育・保育

自然に親しみ季節感あふれる教育・保育・体験・地域との交流等を通して豊かな感性・豊かな心を育みます。

3. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づき、教育・保育内容及び給食並びに健康管理について、入所時の年齢、発達に応じてクラス編成し、指導計画を立て、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。



(1) 教育・保育の特色

「楽しい教育・保育」

生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な時期に、一人一人が尊重され主体として過ごせるよう配慮を行い、子供たちがいきいきと遊び、探求心ややる気「やりたい」を大切にした「楽しい教育・保育」を提供します。



(2) 食事の提供

子どもの年齢に応じ離乳食や給食、おやつを提供します。

- ・給食と3時のおやつは、毎日手作りしています。
- ・3歳未満児クラスでは、9時30分頃にもおやつを提供しています。
- ・6時以降の延長保育の際には、補食を提供しています。
- ・食物アレルギー対応もしています。(医師の診断が必要です)

(3) クラス編成 (状況によりクラスを分けることや異年齢保育を行うこともあります)

さくらぐみ	5歳児	}
ひまわりぐみ	4歳児	
すみれぐみ	3歳児	
ちゅうりっぷぐみ	2歳児	
たんぽぽぐみ	1歳児	}
ももぐみ	0歳児	

(4) 本園の行事について

保護者参加の行事(入園式・卒園式・運動会・お遊戯会(発表会)・親子遠足)はできる限り土曜日に行います。会場の都合上、運動会・お遊戯会(発表会)は日曜日になる事もあります。

- ・保育参観(クラス別)
 - ・親子遠足(全園児)
 - ・入園式・卒園式・運動会・お遊戯会(発表会)
- ※ その他お手伝いやご協力をいただくことがあります。



4. 利用定員(110名+15名) (令和8年4月1日時点)

- 1号認定こども 15人
- 2号認定こども 56人
- 3号認定こどものうち満1歳以上の子ども 36人
- 3号認定こどものうち満1歳未満の子ども 18人

5. 職員の職種、職務内容 (令和8年4月1日時点)

- 園長 1名 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- 副園長 1名 園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する

主幹保育教諭	2名	教育課程及び保育過程に基づき、保育教諭をまとめ、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
保育教諭又は保育士	20名	満3歳以上の児童に対して、教育課程及び保育過程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。満3歳未満の児童に対して、保育過程に基づき保育を実施する。
栄養士	1名	献立の作成や栄養管理、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
調理員	3名	献立に基づく調理業務を行う。
看護師	1名	園の環境衛生の維持改善を行い、必要に応じて医療的ケア児の看護や園児に保育を実施する。
事務員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
子育て支援員	1名	保育教諭・保育士の補助を行う。
嘱託医	1名	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1名	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託薬剤師	1名	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

※ 職員数は園児数に応じて変動します。上記以外に必要な職員を配置することがあります。



6. 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 1号認定こどもは本園が指定する保育の実施開始日から、2号および3号認定は鹿児島市が指定する保育の実施開始日から保育の利用開始となります。
- (2) 1号認定こども(※1)(新2号認定(※2)・新3号認定を含む(※3))の入園、退園の手続きは、本園が指定する用紙に必要事項を記載し、本園に提出してください。新2号認定・新3号認定の認定は鹿児島市で行っていますので、各認定の申請は鹿児島市に提出してください。
- (3) 2号および3号認定こども※5の入園、退園等の手続きは、鹿児島市が指定する用紙に必要事項を記載し、鹿児島市に提出してください。
- (4) 各認定区分、住所や保育を必要とする事由等に変更等が生じる場合は、速やかに変更届を提出してください。保育を必要とする事由等の変更の漏れがないようにお願いします。(用紙は、園にあります。)
 - ・住所や職場変更、出産や育児休業取得、職場復帰や就職活動の予定がある方は、変更届を提出する必要がありますので、保育園職員へお知らせください。
 - ・在園児のお子さんは、年に1回、継続書類の提出が必要となります。書類の提出には提出期限がありますので、預かりましたら早めにご提出ください。
 - ・書類は、保育園職員に直接手渡すようにお願いします。カバンや棚に置いたままでは、紛失の原因になります。

(5) 以下のいずれかに該当する場合には教育・保育の利用は終了となります。

- ① 利用園児が小学校に就学したとき。
- ② 1号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③ 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ④ 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(6) 1号認定および2号・3号認定の入園について、連携施設である小規模保育所（紫原はなまる保育園）の卒園児（満3歳児）は、優先的に本園に入園できるものとします。

(7) 1号認定の選考について、利用定員を上回る入園の申し込みがあった場合には、在園児で保育区分の変更が必要になった方、在園児に兄弟・姉妹がいる方、一時預かり事業の利用者、地域子育て支援センター「つくしぴよぴよ」の利用者を優先の上、申込の順番で面接を行い、園の教育・保育に関する理念にご賛同いただける方を選考するものとします。

※1 1号認定とは、認定こども園の1号（教育標準時間）を利用している子どもで、満3歳以上の小学校就学前子どもであって新2号及び新3号認定に該当しない子どもをいいます。

※2 新2号認定とは、認定こども園の1号（教育標準時間）を利用している子どもで、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって保育の必要性がある子どもをいいます。

※3 新3号認定とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子どもをいい、延長保育料等の減免があります。

※4 3歳児と満3歳児の違いについて

- ・ 3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども
- ・ 満3歳児…3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

※5 2号認定とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、「保育に必要な事由」がある場合に受けられます。

※6 3号認定とは、満3歳未満の子どもであって、「保育に必要な事由」がある場合に受けられません。

※7 保育を必要とする事由とは、保護者（全員）が、就労、疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態をいいます。



7. 教育・保育を行う日及び保育時間

(1) 教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該給付認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

【1号認定子ども（教育標準時間認定）の教育・保育を行う日及び保育時間：1号認定(※1)・新2号認定(※2)・新3号認定(※3)の方】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時～午後13時（4時間） （朝8時30分より順次登園）
預かり保育	預かり保育時間（平日）	朝：午前7時～午前9時 （新2号認定・新3号認定は無償※8） 夕：午後13時～午後18時 （新2号認定・新3号認定は無償）
	預かり保育時間（土曜）	午前7時～午後18時
	預かり保育時間（延長）	午後18時～午後19時
休業日	日曜・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年度末（3月31日）	
	夏季休業（8月10日～8月16日） ※預かり保育実施	
	冬季休業（12月28日～1月6日）※12/28、1/4～1/6 預かり保育実施	
	春季休業（3月30日～4月2日）※3/30、4/1～4/2 預かり保育実施	

※8 無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。申請書などは、各施設を通じてお渡しします。

※ 特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、規程の休業日に特定教育・保育を提供することがあります。

※ 非常災害（地震や台風等）又は感染症の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合には、保育園を休園することがあります。

※ 入園当初は、慣れるまで子供さんの状態に合わせて早めのお迎えをお願いすることもあります。

【2号・3号認定子ども（保育認定）の教育・保育を行う日及び保育時間：2号認定※4・3号認定の方※5】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間※9	保育標準時間	午前7時～午後6時（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後18時～午後19時
	保育短時間	朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後16時30分～午後18時
休業日	日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年度末（3月31日）	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	

※9 保育時間は、保育を必要とする事由に応じて、保育標準時間・保育短時間が決定されます。

※ 特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、規程の休業日に特定教育・保育を提供することがあります。

※ 非常災害（地震や台風等）又は感染症の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合には、保育園を休園することがあります。

※ 入園当初は、慣れるまで子供さんの状態に合わせて早めのお迎えをお願いすることもあります。

（2）欠席・遅刻・早退

・欠席あるいは午前9時以降に登園する場合は、給食人数の確認もありますので、必ず午前9時までにその理由をご連絡下さい。

- ・午後 13 時から 15 時は午睡中の為、早めにお迎えに来られる際には、13 時以前又は 15 時以降にお迎えにお越してください。（体調不良等の急用の場合は除く。）



8. 保護者の負担について

(1) 本園においては、園児の居住する市町村の条例が定める額の基本保育料を保護者から徴収します。

※ 1号認定子どもは、満3歳から保育料が無償となります。

※ 新2号認定・2号認定子どもは、3歳児クラス以上から保育料が無償となります。

また、0歳～2歳児のクラスのうち、市町村民税非課税世帯等は、無償となります。（市より通知があります。）

(2) 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額の支払いを受けるものとします。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

(3) 預かり保育・延長保育を利用した保護者は、利用認定ごとに定める利用者負担額（預かり保育料・延長保育料）を本園に対して支払うものとします。支払方法は、原則として口座振替とします。

【認定区分ごとの預かり保育料・延長保育料】

	1号認定子ども（教育標準時間）					2号・3号認定子ども（保育認定）				
	園に直接 申込	園から 入園内定	園を通して 認定申請	園を通して 認定証交付	園と契約	市町村に保育の 必要性の認定申請	市町村から 認定証交付	園の利用希望 者の申込(※)	市町村が 利用調整	利用先の決定 後、園と契約
	1号認定 ※1		新2号・新3号認定 ※2 ※3			保育短時間	保育標準時間			
提供日	月曜日～金曜日	土曜日 春夏冬季休業	月曜日～金曜日	土曜日 春夏冬季休業		月曜日～土曜日				
(休業日)	(土日祝祭日・春季休業 ・夏季休業・冬季休業)		(土日祝祭日・春季休業 ・夏季休業・冬季休業)			(日祝祭日・年末年始)				
7:00	預かり保育150円		無償化対象(3歳児～5歳児)(満3歳は、新3号認定のみ ※3)			150円		[]		
8:00	または 月額2,250円					150円 または 月額2,250円				
8:30	登園時間		預かり保育 1,000円			[]		[]		
9:00	[]					[]				
13:00	預かり保育300円		無償化対象(3歳児～5歳児)(満3歳は、新3号認定のみ ※3)			[]		150円 または 月額2,250円		
16:30	または 月額4,500円					[]				
18:00 ～19:00	預かり保育 300円(月極3,000円)					延長保育 300円(月極3,000円)				

※ 延長保育料の徴収については、翌月請求し徴収します。

※ 保育標準時間認定および保育短時間認定にかかる延長保育利用料については、生活保護世帯(A階層)、ひとり親世帯及び障害者を有する世帯(住民税非課税世帯BO階層)を対象に、延長保育利用料の減免措置を行います。

※ 令和8年4月1日から認定こども園へ移行することにより、利用負担額（保育料）は施設が直接徴収することとなります。 つきましては、利用負担額（保育料）も実費徴収（給食費等）の支払いと同様に、毎月26日頃にK-NETによる口座振替を行いますので、ご準備の程よろしくお願ひします。

(4) 本園は、教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収します。

- ・該当なし

(5) 本園は、次のとおり実費（給食費・体操服等代金・保険料等）を徴収します。


- ・実費に該当するものを購入または利用した保護者は、定められた金額を本園に対して支払うものとし、支払方法は、原則として口座振替とします。
- ・金額は、仕入れ価格等により変動する場合がありますので、ご了承ください。
- ・給食費は月額料金となりますので、原則として特別な理由がない場合は、日割り計算は行いません。鹿児島市に欠席届を提出された方で、月の初日から末日までの全日を欠席された場合は、月単位で減額を行います。（本園独自の対応です。）

【実費に該当するもの】

	1号認定子ども		2号・3号認定子ども	
	1号認定	新2号・新3号認定	2号認定	3号認定
給食費	4,200円	5,040円	6,000円	なし
体操服代	約3,960円	約3,960円	約3,960円	約3,960円
遊び着代	約2,530円	約2,530円	約2,530円	約2,530円
帽子代	約1,188円	約1,188円	約1,188円	約1,188円
園児保険料	約210円	約210円	約210円	約210円
親子遠足入場料 <small>※該当施設への入場者のみ</small>	約300円	約300円	約300円	約300円
お遊戯会DVD <small>※希望者のみ</small>	約3,300円	約3,300円	約3,300円	約3,300円
希望購読絵本等 <small>※希望者のみ</small>	約500円	約500円	約500円	約500円

※ 新3号認定児、2号認定の市町村民税非課税世帯、年収360万円未満相当世帯、ひとり親世帯、第3子以降(条件があります)等は、免除される場合があります。(市より通知があります。)


※ 本園では、全学年で完全給食(主食+副食費)の提供を行っています。完全給食の実施にあたっては、鹿児島市と鹿児島県より給食費の助成金を活用して取り組んでいます。



**市と県からの助成を活用し、できる限り、給食費の値上げをおさえて、
質と量を確保した、お子さんの給食を提供します！**

🍷 市の助成額
 主食+副菜提供：お子さん1人あたり年間19,800円(月額1,650円)
※園でまとめて市からの助成を受け取ります。
 (保護者の皆様の手続きはご不要です)

📅 支援の期間 令和7年4月分～令和8年3月分(1年間分)



※上記は、令和7年度の実績になります。

(6) 利用負担額（保育料）等の支払方法

支払方法	引落日
口座振替	毎月26日 ※土、日、祝日の場合は翌営業日

- ※ 支払い方法は、原則として口座振替です。滞納があった場合は、翌月分と合わせて徴収致します。何らかの理由により口座振替が出来ない場合は、一時的な措置として、他の方法により徴収を行うことが出来るものとします。
- ※ 利用者負担額（保育料）等を3カ月以上滞納している場合、保育または実費徴収分を利用または購入しているにも関わらず支払いを拒否している場合や滞納の支払いが見込めない場合などには、保育園運営に支障があると判断し、市と協議の上、必要な対応を取らせていただきますので、十分にご注意ください。



9. 緊急時における対応等

(1) 保育中に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。

当園の囑託医内科 紫原たはら医院 小児科医師 太原鉄平 TEL:099-252-5233
歯科 きんじょう歯科 小児歯科医 金城幸子 TEL:099-284-7088
薬剤師 学校薬剤師 湯田亮介

(2) 保育中に事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

(3) 事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(4) 保育中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。



10. 非常災害対策について

(1) 災害対策については、軽便消火器等の消火用具、非常口等必要な設備を設けその立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てています。

- ・南消防署 099-269-0119 郡元分遣隊 099-258-0119
- ・南警察署 099-269-0110

非常災害時の避難場所 西公園、紫原中学校

連絡方法は、一斉メールまたは、電話等でお知らせします。



※連絡メールシステムに必ず登録をお願いします。

非常災害対策については、ホール掲示板に掲示してあります。また、各クラスにも置いてありますのでご確認ください。

(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、常に地域社会との連携を図り非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努めます。

(3) 非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練を、毎月1回行っています。

11. 保険に関する事項について

①日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

園で加入(保護者負担210円・園負担165円)

A【傷害保険】：保育時間中の園児のけが等(熱中症・食中毒含む)について、保育園を通じて医療費(500点以上)に対する給付の申請を行います。

(補償内容) 医療費：医療保険並の療養に要する費用の額4分の10

障害見舞金：最高4,000万円補償、死亡見舞金：最高3,000万円

②東京海上日動火災保険「ほいくのほけん」 園で加入(全額園負担)

A【園児団体傷害保険】：保育時間中の園児のけが(地震・熱中症・食中毒含む)等について、保育園を通じて給付の申請を行います。医療費(500点以下)のけがはこちらで対応します。

(補償内容) 死亡・後遺障害：最高230万円 入院(一日当たり)：3,000円、

通院(一日当たり)：2,000円

B【レクレーション傷害保険】：保育時間中の保護者参加型の園外行事に関する、園児又は保護者のけがについて、保育園を通じて給付の請求を行います。

(補償内容) 死亡・後遺障害：最高300万円

入院(一日当たり)：4,500円、通院(一日当たり)：3,000円

C【園賠償責任保険】：保育時間中の園児のけが(地震・感染症・熱中症・食中毒・情報漏洩等含む)について、保育園が損害賠償責任を負った場合に保育園を通じて賠償の請求を行います。

(補償内容) 対人：1名につき最高10億円、1事故につき10億円

対物：1事故につき1,000万円

D【地域子育て支援センター事業参加者傷害保険】：施設内での活動や園庭開放時の地域子育て支援センター事業の参加者に対するけが等について、保育園を通じて給付の請求を行います。

(補償内容) 死亡・後遺障害：最高160万円

入院(一日当たり)：2,000円、通院(一日当たり)：1,200円

③AIU保険「キッズガード(個人任意加入)」 園でとりまとめ申し込みます。

A【傷害保険】：保育時間外の園児のけが(地震・感染症・食中毒等含む)

B【賠償保険】：保育時間外に園児または保護者が他人にけがをさせたり、物を壊した時

C【保育補償】：扶養者が事故にあった場合

上記の場合に加入者各自が給付の請求を行います。

(補償内容)：各プランにより補償内容が異なります。詳しくは申込書をご確認ください。



12. 守秘義務、個人情報の取り扱いについて

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に限り利用します。マイナンバーは市に提出する支給認定に係る申請書等の確認に限り確認作業を行います。その他知り得た個人の情報や秘密は厳守いたします。

お預かりしている個人情報は、下記のことを利用する場合があります。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるように、卒園するにあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有することがあります。
- ・他の保育園等へ転園する場合、通所施設や病院、リハビリ等に通っている場合、その他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合、公共機関や学校、療育関係事業所や福祉関係等を含む他の施設との間で必要な連絡調整や情報提供を行うことがあります。
- ・緊急時において、病院や警察、児童相談所やその他関係機関に対して必要な情報提供を行うことがあります。

13. 保育参観や行事等の写真や動画の撮影について

下記のことを守って写真・動画の撮影をして頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ご自身の家庭の子どもを撮影するようにしてください。（他のお友だちや他のクラスの撮影はご遠慮ください。）
 - ※ 保育園内での撮影の際に、他のお友だちや他のクラスの子ども達が落ち着いて生活できるよう、ご協力をお願いします。
- ・お着換えやオムツ交換、トイレやプールの場面の撮影はご遠慮ください。
 - ※ 保育園内での撮影の際に、お着換えやトイレなどの場面が見られる可能性がありますので、そのような場面は撮影はしないようにお願いします。
- ・SNS（LINEの個人やグループでも）他の人に送ることはご遠慮ください。
- ・ご家庭で楽しむことをご利用ください。
 - ※ 保護者会やクラスでも写真等を集める場合がありますので、活動がある場合には、保護者会の役員さんや取りまとめの方などから目的などをよく聞いて、トラブルのないように、保護者会等へご協力頂けると幸いです。

14. 保育園のホームページやパンフレット、お便り等に子供たちの写真を掲載しています。

- ・鹿児島市などの公共機関や鹿児島市保育園協会などの保育団体が行うイベントや発行紙等へ写真の掲示や動画の公開を行います。
- ・学生向けの就職フェアやハローワーク等の職業説明会、求職者向けの紹介動画などで写真や動画の公開を行います。
- ・テレビや新聞の取材などによる撮影や写真の提供を行うことがあります。



15. 子供の送迎について

- ・登園・降園は、保護者の方が責任を持って安全に送迎をお願いいたします。
- ・お迎えの方が予定の人と違う場合は、必ず電話連絡をお願いします。
- ・小学生などの送迎は、事故等につながる可能性があるため、ひかえてください。
- ・玄関入り口の扉は防犯のため、施錠してある時間があります。
 - ※ 施錠してある場合は、インターホンでクラスと名前をお知らせください。
- ・送迎時には、駐車場を譲り合ってください。保育園の1階のホールなどで長く滞在されると、他の方がお迎えに来れないこととなりますので、お子さんをお迎え後は、速やかに帰園してください。
- ・お迎えで引き渡しをした後は、お子さんから離れないでください。園庭やテラス、階段や1階ホール、玄関や道路などで思わぬケガや事故につながりますので、十分に気を付けてください。



16. 投薬について

保育園での投薬は、誤飲等の危険を伴うため、できるだけ病院で朝夕2回の薬の処方をしていただきますようお願いいたします。

やむを得ず保育園での投薬が必要な場合は、服用依頼書に記入の上、1回分の薬を持ってきてください。必ず保育士や職員に直接お渡し下さい。



17. 衛生・清潔について

- ・つめは週1回切ってあげましょう。
- ・洗髪はこまめにしましょう。ドライヤーでしっかり乾かしましょう。(しらみ予防)
- ・帽子・靴は週末には洗って清潔にしましょう。
- ・毛布・バスタオルは週末に持ち帰り、日光消毒や洗濯をしてください。
- ・園庭の靴は定期的にお持ち帰りください。登園時に履いている靴がきつくなった場合は、園庭の靴もきつくなっていることがあります。靴の買い替えの際には、園庭靴もご準備をお願いします。



18. 発熱や体調不良のご連絡について

- ・毎朝、お子さんの検温をして、保育園の検温表にご記入ください。
- ・朝の検温で、37度5分以上ある場合には、お預かりできない場合があります。
- ・発熱が37度5分以上ある場合で、体調がすぐれない場合や普段と様子が異なる場合には、保育園でのお子様の様子をお伝えするご連絡をすることがあります。
- ・発熱が38度以上ある場合には、お迎えのご連絡を致しますので、早めのお迎えをお願いします。



19. 一時預かり保育・子育て支援について

- ・開かれた地域の保育園として地域子育て支援をおこなっています。
- ・一時預かり保育 入園していない子供を一時的に預かり保育を行っています。(年数回)
- ・地域子育て支援「つくしぴよぴよ」の活動を行っています。



20. 要望・相談の受付について

- ① 要望、相談解決責任者 園長 榎園祐樹
- ② 要望、相談受付担当者 主幹保育教諭 林千尋・中村美玖
- ③ 第三者委員 社会福祉法人紫原福祉会 監事 西洋一・山下素子

※意見箱も設置してありますので気軽に要望、意見等をお寄せください。

- ④ 頂いた要望・相談については、保育園ですべて対応できる訳ではありません。

保育園のルールに従わない場合や過剰な要求、保育園がお断りしている要求を繰り返し行われる場合には、大変恐縮ですが、転園をご案内すること等に繋がりますので、ご了承ください。

21. 注意事項

- ① 個人的な旅行のお土産などを、本園が預かってクラスの子ども達にお配りすることはできませんので、ご了承ください。
- ② 家庭で使用しているおもちゃ等をご持参されると紛失等のトラブルになりますので、お子さんが持って来てしまった場合は、お持ち帰りください。
- ③ 入所申込書や変更届、その他の提出書類をロッカーやカバンの中に入れてたままの場合は、紛失等のトラブルになりますので、職員に手渡してください。
- ④ 利用者負担額(保育料)等の支払いは、口座振替を原則としていますので、本園がご案内するK-NETへのご登録をお願いします。

- ⑤ 利用者負担額（保育料）等を3カ月以上滞納している場合、保育または実費徴収分を利用または購入しているにも関わらず支払いを拒否している場合や滞納の支払いが見込めない場合などには、保育園運営に支障があると判断し、市と協議の上、必要な対応を取らせていただきますので、十分にご注意ください。



登園許可証の提出が必要な病気



集団生活で流行する可能性が高いもので、他児にうつさないためだけでなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません。

新型コロナウイルス	発症した後5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで登園停止。
インフルエンザ	発症した後5日経過し、熱が平熱に下がってから3日間経過するまで登園停止
水ぼうそう	発疹がすべてかさぶたになるまで登園停止
はしか（麻疹）	熱が下がって3日間経過するまで登園停止
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで登園停止
風しん	発疹が消えるまで登園停止
百日ぜき	百日ぜき特有のせきがでなくなるまでまたは5日間の適正な抗菌薬による治療が完了するまで登園停止
咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス）	発熱、充血等の主な症状が消えてから2日経過するまで登園停止
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
流行性角結膜炎（アデノウイルス）	結膜炎の症状が消失するまで登園停止
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染のおそれがないと認めるまで登園停止

上記期間に限らず、登園許可証が医師から出ない場合は、登園できません。

登園許可証提出の必要はないが医師の指示に従い登園を控えないといけない病気

溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24時間が経過するまでは登園できません
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまでは登園できません
手足口病	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまでは登園できません
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良くなるまでは登園できません 発疹のみの場合は登園可能。
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまでは登園できません
ウイルス性胃腸炎 （ロタウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまでは登園できません
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまでは登園できません
RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまでは登園できません
带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで登園できません
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良くなるまで登園できません
ヒトメタニューモウイルス	症状が回復するまで登園できません